

事務連絡
平成 23 年 6 月 28 日

全国健康保険協会
健康保険組合 } 御中

厚生労働省保険局保険課

東日本大震災による被災に伴う健康保険等の
自己負担限度額認定等の取扱いについて

健康保険及び船員保険（以下「健康保険等」という。）における高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額（以下「自己負担限度額」という。）については、例年 8 月 1 日から当年度の市町村民税の課税の有無等により判定を行っており、70 歳以上現役並み所得者の一部負担金の負担割合（以下「一部負担金の負担割合」という。）については、例年 9 月 1 日から前年収入等により判定を行っているところである。

今般の東日本大震災の影響により、被災地の一部の市町村においては、市町村民税の申告期限や課税時期が延期され、課税情報等が確定していないため、入院時の現物給付に関する限度額適用認定証及び低所得者に関する限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）の交付並びに一部負担金の負担割合の判定等ができない可能性がある。

このため、本年 8 月 1 日以降においても前年所得等の把握が困難である市町村に住所を有する健康保険等の被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）については、限度額適用認定証等の交付及び一部負担金の負担割合の判定の取扱いについて下記のとおりとするので、被保険者等に対する周知等について、対応に遺漏なきようお願いする。

記

本年 8 月 1 日以降において、前年（平成 22 年）所得又は当年度（平成 23 年度）の市町村民税の課税の有無等（以下「前年所得等」という。）の把握が困難な市町村に住所を有する健康保険等の被保険者等からその旨の申し立てを受けた場合は、必要に応じてその市町村に事実確認をした上、当面、前々年（平成 21 年）所得又は平成 22 年度の市町村民税の課税の有無等に基づい

て、限度額適用認定証等の交付を行っても差し支えないこと。

また、本年9月1日以降において、前年（平成22年）収入の把握が困難な市町村に住所を有する健康保険等の被保険者等からその旨の申し立てを受けた場合は、必要に応じてその市町村に事実確認をした上、当面、前々年（平成21年）収入に基づいて、一部負担金の負担割合の判定を行っても差し支えないこと。

なお、市町村民税の課税や前年収入の把握が可能となった場合には、これに基づいて限度額適用認定証等の再交付及び一部負担金の負担割合の再判定を行うこととし、それまでの間、被保険者等が本来の自己負担分より多く負担していた場合には差額を還付し、少なく負担していた場合には差額を返還請求すること。また、この旨を被保険者等に対し、限度額適用認定証等の年度更新等の際に事前に十分説明すること。